

「魏公卿上尊號奏」にみる漢魏革命の正統性

渡 邊 義 浩

はじめに

一、漢魏革命の経緯

二、「魏公卿上尊號奏」

三、人的構成の分析

おわりに

はじめに

宋の洪适『隸釋』卷十九に著録される「魏公卿上尊號奏」は、曹魏の文帝が後漢の禪讓を受けるように家臣團が勸進したことを伝える碑である。⁽¹⁾ いまも許昌市の南郊の臨潁縣繁城鎮内に現存し、省文物保護單位に指定されている。高さは3・23 m、幅1・02 m、厚さは32 cmで、圭主で穿が有り、額題には篆書で「公卿將軍上尊號奏」の八字が陽刻される。碑文は隸書で32行（うち10行は碑陰）49字であるという。⁽²⁾ 本稿は、「魏公卿上尊號奏」に現れた漢魏革命の正統性を検討するものである。

一、漢魏革命の経緯

漢魏革命は、王莽のそれに次ぐ史上二度目の禪讓という形式を取った。革命の正統性を形式面で支えた禪讓までの経緯は、『三國志』卷二文帝紀注引『獻帝傳』が詳細に傳えている。^③ 番號を附しながら、その概略を整理することから始めよう。

①張魯の部下であった左中郎將の李伏が、孔子の玉版に魏公の子桓（文帝曹丕）の天下統一が豫言されている、とかかって姜合が張魯に傳えていたことを上書して即位を促す。しかし、曹丕は布令で拒否。②侍中の劉廙・辛毗・劉曄、尙書令の桓階、尙書の陳矯・陳羣、給事黃門侍郎の王毖・董遇らが、李伏の上書を受けて勸進するが、曹丕は布令で拒否。③辛亥（九日）、太史丞の許芝が、黃龍が現れたという祥瑞と數多くの緯書、さらには五德終始説・分野説を掲げて、魏が漢に代わるべきことを主張するが、曹丕は布令で、周の文王の事例を掲げ、禪讓を受ける意志のないことを表明。④侍中の辛毗・劉曄、散騎常侍の傅巽・衛臻、尙書令の桓階、尙書の陳矯・陳羣、給事中・博士・騎都尉の蘇林・董巴らが、許芝の上書を受けて勸進するが、曹丕は布令で拒否。⑤癸丑（十一日）、督軍・御史中丞の司馬懿、侍御史の鄭渾・羊祕・鮑勛・武周らが勸進するが、曹丕は布令で拒否。

⑦乙卯（十三日）、漢の獻帝が魏王の曹丕に天下を讓る詔勅を下し、使持節・行御史大夫事・太常の張音に皇帝の璽綬を奉じさせる。⑧これを受け、尙書令の桓階は二度にわたり上奏するが、曹丕は二度とも布令で拒否。⑨侍中の劉廙・散騎常侍の衛臻らが奏議して受禪臺をつくることを上奏するが、曹丕は布令で拒否。⑩己未（十七日）、曹丕は璽綬を返上する布令を出す。⑪輔國將軍の劉若^④ら百二十人が二度にわたり上書して勸進するが、曹丕は拒否。⑫侍中の劉廙が

上奏するが、曹丕は布令で拒否。⑬庚申（十八日）、曹丕は漢の獻帝に上書して、正式に⑦による受禪を拒否。⑭辛酉（十九日）、給事中・博士の蘇林と董巴が分野説に加え、魏の氏族が顓頊から出て、舜と祖先を同じくすることを上奏して勧進するが、曹丕は布令で拒否。

⑮壬戌（二十日）、漢の獻帝は、第二次の禪位の詔書を下す。⑯これを受け、尙書令の桓階は上奏するが、曹丕は拒否。⑰甲子（二十二日）、曹丕は、⑮壬戌の詔書を正式に拒否。⑱侍中の劉廙らが上奏するが、曹丕は拒否。

⑲丁卯（二十五日）、漢の獻帝は第三次の冊詔を下して禪位を伝える。⑳それを受けて相國の華歆、太尉の賈詡、御史大夫の王朗および九卿が上書するが、曹丕は布令で拒否。㉑己巳（二十七日）、曹丕は⑲による受禪を正式に辭退する上書を漢の獻帝に提出。㉒相國の華歆、太尉の賈詡、御史大夫の王朗および九卿は、勧進文を上奏。

㉓庚午（二十八日）、漢の獻帝からの第四次の禪位の詔勅。㉔これを受けた尙書令の桓階の上奏。㉕受諾の布令。ここまでが『獻帝傳』の記載である。

尾形勇によれば、この後、㉖同日（庚午（二十八日））獻帝は張音を使者として「皇帝璽綬」と禪位の「冊」を曹丕に遣る。㉗同日（庚午（二十八日））「皇帝璽綬」の拜領を内容とする儀禮を舉行して皇帝に即位。㉘辛未（二十九日）、皇帝として上帝に對峙し、燔燎告天の祭祀を舉行。「受命の禮」を行い、天子として即位、と皇帝↓天子の順で曹丕が即位し、漢魏禪讓は完了するという。⁵⁾

以上のような繁雜な手續きの中で、曹丕は、⑦・⑮・⑲・㉓と四次にわたり漢の獻帝に禪位の詔勅を出させ、⑬・⑰・㉑と「三讓」⁶⁾の形を整えて漢からの禪讓を受け、曹魏を建國したのである。かかる経緯の中で、曹魏の家臣團が受禪の正統性を奉る最も重要な機會は、㉒家臣團からの最終的な勧進文となる。その證據に㉒の勧進文は、碑に刻まれ後世に傳えられた。『隸釋』卷十九に著録される勧進文「魏公卿上尊號奏」である。

二、「魏公卿上尊號奏」

『隸釋』卷十九に著録される勸進文「魏公卿上尊號奏」は、字句の缺落が多い。そこで『三國志』卷二文帝紀注引『獻帝傳』により補正し、その部分を「」、渡邊による訂正を「」・補を「」により示し、七段落に分けて原文を掲げておく。なお、冒頭と末尾に掲げられた四十六名の連名部分は、行論上、三で考察することにした。

相國安樂侯臣(華)歆。大(太)尉都亭侯臣(賈)詡。御史大夫安陵亭侯臣(王)朗。使持節行都督督軍車騎將軍陳侯臣(曹)仁。輔國將軍清苑鄉侯臣(劉)若。虎牙將軍南昌亭侯臣(鮮于)輔。輕車將軍都亭侯臣(王)忠。冠軍將軍好時侯臣(楊)秋。渡(度)遼將軍都亭侯臣(閻)柔。衛將軍國明亭侯臣(曹)洪。使持節行都督督軍鎮西將軍東鄉侯臣(曹)眞。使持節行都督督軍領揚州刺史征東將軍安陽鄉侯臣(曹)休。使持節行都督督軍征南將軍平陵亭侯臣(夏侯)尙。使持節行都督督軍徐州刺史鎮東將軍武安鄉侯臣(臧)霸。使持節左將軍中鄉侯臣(張)郃。使持節右將軍建鄉侯臣(徐)晃。使持節前將軍都鄉侯臣(張)遼。使持節後將軍華鄉侯臣(朱)靈。匈奴南單于臣(呼廚)泉。奉常臣(邢)貞。郎中令臣(和)洽。衛尉安國亭侯臣(程)昱。大(太)僕臣(何)夔。大理東武亭侯臣(鍾)繇。大農臣(袁)霸。少府臣(常)林。督軍御史將作大匠千秋亭侯臣(董)照(昭)。中領軍中陽鄉侯臣(夏侯)楙。中護軍臣(?)陟。屯騎校尉都亭侯臣(郭)祖。長水校尉關內侯臣(戴)凌(陵)。步兵校尉關內侯臣(任)福。射聲校尉關內侯臣(胡)質。振威將軍鄉亭侯臣(?)題。征虜將軍都亭侯臣(焦)觸。振武將軍尉猛亭侯臣(?)當。忠義將軍樂鄉亭侯臣(溫)生。建節將軍平樂亭侯臣(閻)圃。安衆將軍元就亭侯臣(?)神。翼衛將軍都亭侯臣(趙)衢。討夷將軍成遷亭侯臣(?)慎。懷遠將軍關內侯臣(傅)巽。綏邊將軍常樂亭侯臣(李)

俊。安夷將軍高梁亭侯臣（？）曷。奮武將軍長安亭侯臣（？）豐。武衛將軍安昌亭侯臣（許）楮（楮）等稽首言、臣等前上言、漢帝奉天命以固禪、羣臣因天命以固請、而陛下違天命以固辭。臣等頑愚、猶知其不可、況神祇之心乎。宜蒙納許、以福海內欣戴之望。而丁卯制書詔臣等曰、「以德、則孤不」足、以時、則虜未滅。若以羣賢之靈、得保首領終君魏國、於孤足矣。若孤者胡足以辱四海、至乎天瑞·人事皆先王聖德遺慶、孤何有焉。是以未敢聞命。臣等伏讀詔書、於邑益甚。臣等聞易稱、聖人奉天時、而論曰、君子畏天命、「天命有去就」、然後帝者有禪代。是以唐之禪虞、命以在爾。虞之順唐、謂之受終。堯知天命去已、故不得不禪。舜知歷數在躬、故不「敢不受、不得」不禪、奉天時也。不敢不受、畏天命也。漢朝雖承季末陵遲之餘。猶務奉天命、以則堯道。是以禪帝位、而歸二女。陛下正於大魏受命之初、抑虞夏之達節、尙延陵之讓體。所枉者大、所直者小。所詳者輕、所略者重。中人·凡士、〔猶爲〕陛下陋之。歿者有靈、則重華必忿憤於倉梧之神墓、大夏必鬱悒於會稽之山陰。武王必不悅於高陵之玄宮矣。是以臣等敢以死請。

且漢政在奄宦、祿去帝室七世矣。遂集夫石于其宮殿、而二京爲之丘墟。〔當是之時、四海蕩〕覆、天下分崩。武王親衣甲而冠冑、沐雨而櫛風、爲民請命、則活萬國、爲世撥亂、則致升平、鳩民而立長、築宮而置吏、元〔元無過、罔〕於〔前業、而始有〕造於華裔。

陛下卽位、光昭文德、以翊武功、勤恤民隱、視之如傷、懼者寧之、勞者休之、寒者以煖、飢者以充、遠人以德服、冠敵以〔恩降〕、邁恩種德、光被四表、稽古篤睦、茂于放勳、罔漏吞舟、裕于周文。是以布政未朞、人神並和、皇天則降甘露而臻四靈、〔后土則〕挺芝〔草而〕吐醴泉、虎·豹·鹿·兔、咸素其色、雉·鳩·燕·爵、亦白其羽、連理之木、同心之瓜、五采之魚、珍祥·瑞物、雜遝於其間者、無不畢備。〔古〕人有言、微〔禹〕、吾其魚乎。微大魏、則臣等之白骨、旣交橫于曠野矣。

伏省羣臣内外前後章奏、所以陳紱陛下之符命者、莫不條河洛之圖書、授天地之瑞應、因漢朝之款誠、宣萬方之景附、可謂信矣。著矣。□矣。裕矣。高矣。郡矣。〔三王〕無以及、五帝無以加、民命之懸於魏邦、民心之繫於魏政、世有餘年矣。〔此〕乃千世時至之會、萬載壹遇之秋、達節廣〔度〕、宜昭〔於〕斯際、拘〔犖〕狹〔節〕、不施於此時、久稽天命、罪在臣等、輒營壇場、具禮儀、擇吉〔日〕、昭告昊天上帝、秩羣神之禮、須禋祭畢、〔會群寮〕于朝〔堂〕、議年號・正朔・服色、當所以施行。臣謹拜表朝堂。

臣歆・臣詡・臣朗・臣仁・臣若・臣輔・臣忠・臣秋・臣柔・臣洪・臣眞・臣休・臣尙・臣霸・臣郤・臣晃・臣遼・臣靈・臣泉・臣貞・臣洽・臣昱・臣夔・臣繇・臣林・臣照〔昭〕・臣琳・臣陟・臣祖・臣凌〔陵〕・臣福・臣質・臣題・臣觸・臣當・臣生・臣圃・臣神・臣衢・臣慎・臣巽・臣俊・臣曷・臣豐・臣楮〔楮〕、誠惶誠懼、頓首頓首、死罪死罪。

それでは、「魏公卿上尊號奏」の本文を便宜上、五段落に分けて訓讀していこう。なお、行論と係わる部分には傍線を附し、冒頭と末尾に掲げられた四十六名の連名は訓讀せず、三で扱うことにする。

臣ら前に上言すらく、「漢帝は天命を奉じて以て固く禪し、羣臣は天命に因りて以て固く請ふも、陛下は天命に違ひて以て固く辭す。臣ら頑愚なるも、猶ほ其の不可なるを知る。況んや神祇の心をや。宜しく納許を蒙むり、以て海内欣戴の望に福ふるべし」と。而るに丁卯の制書もて臣らに詔して曰く、「徳を以てすれば、則ち孤は足りず、時を以てすれば、則ち虜は未だ滅びず。若し羣賢の靈を以て、首領を得保し終に魏國に君たれば、孤に於て足る。孤の若き者は、胡ぞ以て四海を辱むるに足らんや。天瑞・人事に至りては皆先王の聖徳の遺慶ならん。孤は何ぞ焉有らんや」と。是を以て未だ敢へて聞命せず。

臣ら伏して詔書を讀むに、於邑すること益々甚だし。臣ら聞く、易〔卷一乾〕に稱すらく、「聖人は天の時を奉

ず」と。而して論（語の季氏）に曰く、「君子は天命を畏る」と。天命には去就有り、然る後帝には禪代有り。是を以て唐の虞に禪るや、命以て爾に在りとす。虞の唐に順ふや、之を受終と謂ふ。堯は天命の去り已はるを知る、故に禪らざるを得ず。舜は歴數の躬に在るを知る、故に敢へて受けずんばあらず。禪らざるを得ずは、天の時を奉ずればなり。敢へて受けずんばあざるは、天の命を畏るればなり。漢朝季末の陵遲の餘を承くると雖も、猶ほ務めて天命を奉じ、以て堯の道に則らんとす。是を以て帝位を禪りて、二女を歸す。陛下正に大魏の受命の初に於て、虞夏の達節を抑へ、延陵の讓體を尙ばんとするは、枉する所は大にして、直する所は小なり、詳する所は軽く、略する所は重し。中人・凡士すら、猶ほ陛下の爲に之を陋とす。歿者に靈有らば、則ち重華は必ず倉梧の神墓に忿憤し、大夏は必ず會稽の山陰に鬱悒し、武王は必ず高陵の玄宮に悦ばざらん。是を以て臣ら敢へて死を以て請ふ。

且つ漢の政は奄宦に在り、祿は帝室より去ること七世なり。遂に去石を其の宮殿に集め、而して二京之が爲に丘墟たり。是の時に當たりて、四海蕩覆し、天下分崩す。武王親ら甲を衣て冑を冠り、雨に沐して風に櫛り、民の爲に命を請ひ、則ち萬國を活かし、世の爲に亂を撥め、則ち升平を致す。民を鳩めて長を立て、宮を築きて吏を置き、元元過無くも、前業罔きも、而して始めて華裔を造る有り。

陛下即位し、文徳を光昭し、以て武功を翊け、民隱を勤恤し、之を視ること傷の如し。懼るる者は之を寧んじ、勞せる者は之を休め、寒き者には煖を以てし、飢ゆる者には充を以てす。遠人は徳を以て服し、冠敵は恩を以て降る。恩を邁め徳を種ゑ、光は四表を被ふ。稽古・篤睦たるは、放勳より茂れ、罔漏・吞舟たるは、周文より裕し。是を以て布政未だ朞ならずも、人神並に和らぎ、皇天は則ち甘露を降らして四靈を臻し、后土は則ち芝草を挺して醴泉を吐く。虎・豹・鹿・兎は、咸其の色を素くし、雉・鳩・燕・爵も、亦た其の羽を白くす。連理の木、同

心の瓜、五采の魚、珍祥・瑞物、其の間に雜選するは、畢備せざる無し。古人（『春秋左氏傳』昭公傳元年）に言有り、「禹微かりせば、吾其れ魚とならん」と。大魏微かりせば、則ち臣らの白骨、既に曠野に交横せん。

伏して羣臣の内前後の章奏を省るに、陛下の符命を陳紱する所以は、河洛の圖書を條し、天地の瑞應を授け、漢朝の款誠に因り、萬方の景附を宣べざるは莫し。信なり、著なり、□なり、裕なり、高なり、郡なり、と謂ふ可し。三王も以て及ぶ無く、五帝も以て加ふる無し。民命の魏邦に懸けられ、民心の魏政に繋がるは、世々餘年有り。此れ乃ち千世時至の會、萬載壹遇の秋なり。節に達し度を廣げ、宜しく斯の際に昭かにすべし。變に拘はり節を狭くし、此の時に施さず、久しく天命を稽するは、罪は臣らに在り。輒ち壇場を營み、禮儀を具へ、吉日を擇びて、昭かに昊天上帝に告げ、羣神の禮を秩へ、禋祭の畢りを須ちて、群寮を朝堂に會し、年號・正朔・服色を議し、當に以て施行する所とせん。臣謹みて表を朝堂に拜す。

勸進文の第一段落では、これまでの經緯が確認される。「前の上言」すわなち②相國の華歆・太尉の賈詡・御史大夫の王朗および九卿が行った上書の概略を述べ、それを拒否する曹丕の布令を「丁卯の制書」と呼んで、それへの無念を語る。そして、第二段落の冒頭で「詔書」、すなわち②「己巳」（二十七日）、曹丕が受禪を正式に辭退する上書を漢の獻帝に提出したことを悲嘆することから勸進は始まる。

第二段落では、堯から舜への禪讓を典範として、漢からの禪讓を受けるべきことが主張される。引用する經典の中では、出典が明示される『易經』『論語』ではなく、傍線部1の『尙書』を踏まえた記述が重要である。前二者は、聖人・君子が天命を重んじることを説くだけで、直接的に革命の正統性を論證しない。これに對して、傍線部1が典據とする『尙書』の經文は、

正月上日、終はりを文祖に受く。璿璣玉衡を在て、以て七政を齊す。肆に上帝に類し、六宗に禋し、山川に望し、

羣神に徧くす。

である。周知のように『尙書』は、今文の「堯典」が、古文では「堯典」と「舜典」とに分けられている。當該字句は、今文・古文のいずれにもあり、古文であれば「舜典」に屬する。自己を舜に準えて受命する曹丕には、重要な典據となる。實は、傍線部1の前にある「唐の虞に禪るや、命以て爾に在りとす」も、『尙書』を典據とするのであろうが、現存する『偽古文尙書』舜典にのみ含まれる字句であるため、ここでは取り上げない。傍線部1が典據とする「終はりを文祖に受く」に關して、馬融は、「文祖とは天なり。天は文爲りて、萬物の祖なり、故に文祖と曰ふ」(『尙書正義』卷三 舜典) と注を附し、鄭玄は、「文祖なる者は、五府の大名、猶ほ周の明堂のごときなり」(『史記』卷一 五帝本紀集解) と注を附す。漢は、堯の後繼者たることを支配の正統性に置いていた。漢儒たる馬融・鄭玄は、「文祖」を直接的には堯に結びつけない⁽⁸⁾。これに對して、東晉に成立したとされる偽孔傳には、「終とは、堯帝位の事を終はるを謂ふ。文祖とは、堯の文徳の祖廟たり」とあり、堯の治世が終わり、堯の祖廟である「文祖」において舜が帝位を繼承すべきことが明確に述べられる。傍線部1も偽孔傳に従って解釋すべきことは、續く傍線部2が、『論語』堯曰に、「堯曰く、咨爾舜、天の曆數爾の躬に在り。允に其の中を執れ。四海困窮し、天祿永終せん」とある、堯から舜への受命の文を典據とすることに明らかである。すなわち、堯から舜への革命に準えて漢魏革命の正統性を主張しているのである。また、傍線部3に記された堯舜の關係と同様に、獻帝が二人の娘を曹丕に降嫁させたことは、⑦第一次詔書の際に既に述べられている。傍線部4が前提とする曹魏が虞舜の後裔であることも⑭に既出である。つまり、第二段落では、堯舜革命に準えることにより、漢魏革命の正統性が繰り返し述べられているのである。

第三段落では、後漢の支配が衰退して混亂を極めた世の中を武王の曹操が平定したことが述べられる。

第四段落では、これを受けて即位した曹丕の政治が文徳に満ちたものであり、瑞祥の現れたこと(傍線部5)が述べ

られる。

最後の第五段落では、そうした曹丕の受命を正統化する緯書（傍線部6）と天地の示す瑞應（傍線部7）が述べられ、即位が懇願される。小林春樹（二〇〇一）によれば、前者の緯書・讖緯思想に關しては、「當塗高」という一語に、曹魏の獨自性が集約されるといふ⁹⁾。受禪への經緯の中で、最も多くの緯書を引く③太史丞の許芝の上言は、『三國志』卷二文帝紀注引『獻帝傳』に、

春秋玉版讖に曰く、「赤に代はる者は魏公子なり」と。春秋佐助期に曰く、「漢は許昌を以て天下を失ふ」と。故に白馬令の李雲事を上して曰く、「許の昌んなる氣は、當塗高に見はる。當塗高なる者は、當に許に於て昌へん。當塗高なる者は、魏なり。象魏なる者は、兩觀の闕なり。道に當たりて高大なる者は魏なり、魏當に漢に代はらん」と。今魏の基は許に昌んなれど、漢の徵は許に絶つ。乃ち今效見はる。李雲の言の如く、許昌は相應するなりとある。許芝が李雲の言に加えて、「赤に代はる者は魏公子なり」という緯書の言葉を擧げるように、當塗高が漢に代わり得る根據の淵源は、赤をシンボルカラーとする火徳の堯の子孫たる漢が、黄色の土徳である舜の子孫に代わられるという終始五徳説に求められている¹⁰⁾。第二段落で掲げられた堯から舜への禪讓を典範として、漢からの禪讓を受けるべきことが、曹魏受禪の正統化の中核に置かれているのである。また、後者の天地の示す瑞應、すなわち天文・分野説に關して小林春樹（二〇〇一）は、大梁が曹魏の分野で、そこに歳星が位置することで曹魏の受命は正統化されているといふ。これを詳細に説くものは、⑭給事中・博士の蘇林と董巴の上奏である。『三國志』卷二文帝紀注引『獻帝傳』に、

今十月斗の建、則ち顓頊受命の分なり。始め魏十月を以て受禪するは、此れ符を始祖の受命の驗と同じくするなり。魏の氏族顓頊より出で、舜と祖を同じくするは、春秋世家に見ゆ。舜は土徳を以て堯の火を承ぎ、今魏も

亦た土徳を以て漢の火を承ぐ。行運に於て、堯舜の授受の次に會す。

とあるように、天文・分野説もまた、曹魏の氏族が顓頊から出て、舜と祖先を同じくすることを共に掲げている。分野説に基づく正統化もまた、堯から舜への革命に漢魏革命を準える理論にその源を求めているのである。

緯書や瑞應が單獨ではなく、第二段落の堯舜革命に漢魏革命を準える記述とともに語られるのは、緯書や瑞應が漢を正統化していたものの換骨奪胎に他ならず、曹魏の獨自性を主張し得ないためである。漢と同質に、曹魏の支配は正統化されるものの、なぜ漢が曹魏に代わられなければならないのか、という漢魏革命の正統性は、緯書や瑞應單獨では十分に保障し得ない。第三段落・第四段落に掲げられた曹操・曹丕の善政・第五段落にまとめられた緯書や瑞應は、第二段落に掲げられた堯から舜への革命に漢魏革命を準えることを俟って、はじめて十全にその正統性を保障し得るのである。

漢魏革命の正統性は、堯舜革命に準えることにより獲得され、さらにそれは、『禮記』禮運の「天下爲公」という概念により正統化されていた（渡邊義浩〈二〇〇三〉）。「魏公卿上尊號奏」では、後者を直接的な典據とすることは見受けられなかったが、前者の正統化の論理を確認することができるのである。

三、人的構成の分析

「魏公卿上尊號奏」の本文の検討に續き、冒頭と末尾に掲げられた四十六名の連名部分の人的構成を考察しよう。

碑文に掲げられる氏名・官・爵に加えて、本貫・出仕した時期の君主・豪族的勢力の有無・祖先の就官・名聲・荀彧との關係を附したものが、次頁に掲げた表一「魏公卿上尊號奏」である。⁽¹⁾

〔表一 魏公卿上尊號奏〕

13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	
夏侯尚	曹休	曹眞	曹洪	閻柔	楊秋	王忠	鮮于輔	劉若	曹仁	王朗	賈詡	華歆	氏名
使持節行都督督軍征南將軍	征東將軍 使持節行都督督軍領揚州刺史	使持節行都督督軍鎮西將軍	衛將軍	度遼將軍	冠軍將軍	輕車將軍	虎牙將軍	輔國將軍	使持節行都督督軍車騎將軍	御史大夫	太尉	相國	官
平陵亭侯	安陽鄉侯	東鄉侯	國明亭侯	都亭侯	好時侯	都亭侯	南昌亭侯	清苑鄉侯	陳侯	安陵亭侯	都亭侯	安樂侯	爵
豫州沛國譙	豫州沛國譙	豫州沛國譙	豫州沛國譙	幽州廣陽	?	司隸扶風	幽州漁陽	?	豫州沛國譙	徐州東海郟	涼州武威姑臧	青州平當高唐	本貫
操Ⅲ	操Ⅰ	操Ⅰ	操Ⅰ	操Ⅲ	操Ⅳ	操Ⅱ	操Ⅱ	?	操Ⅰ	操Ⅱ	操Ⅱ	操Ⅲ	君主
○	○	○	○	?	?	?	○	?	○	—	—	—	族
○	○	○	○	?	?	?	—	?	○	—	—	—	祖
—	—	—	—	?	?	?	—	?	—	○	○	○	名
—	—	—	—	?	?	?	—	?	—	○	—	○	或
淵の甥	操の甥	操の族子	操の從弟	烏桓討伐	關中諸將		瓚を打倒	漢の宗室	操の從弟				備考
三九伝	三九傳	三九傳	三九傳	三30列	三一紀	三一紀	三一紀	三一紀	三九傳	三13傳	三10傳	三13傳	典據

29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14
□ 陟	夏侯楙	董昭	常林	袁霸	鍾繇	何夔	程昱	和洽	邢貞	呼廚泉	朱靈	張遼	徐晃	張郃	臧霸
中護軍	中領軍	督軍御史將作大匠	少府	大農	大理	太僕	衛尉	郎中令	奉常	匈奴南單于	使持節後將軍	使持節前將軍	使持節右將軍	使持節左將軍	使持節行都督督軍徐州刺史鎮東將軍
	中陽鄉侯	千秋亭侯			東武亭侯		安國亭侯				華鄉侯	都鄉侯	建鄉侯	中鄉侯	武安鄉侯
?	豫州沛國譙	兗州濟陰定陶	司隸河內溫	豫州陳郡扶樂	豫州潁川長社	豫州陳郡陽夏	兗州東郡東阿	豫州汝南西平	?	匈奴の南單于	冀州清河	并州鴈門馬邑	司隸河東楊	冀州河間鄭	兗州泰山華
?	操Ⅲ	操Ⅱ	操Ⅲ	操Ⅱ	操Ⅱ	操Ⅱ	操Ⅰ	操Ⅳ	?	操Ⅳ	操Ⅰ	操Ⅱ	操Ⅰ	操Ⅲ	操Ⅱ
?	○	-	×	○	○	-	-	-	?	○	-	-	-	-	-
?	○	-	×	○	○	-	-	-	?	?	-	-	-	-	-
?	-	-	○	○	○	○	○	○	?	?	-	-	-	-	-
?	-	-	-	-	○	-	△	-	?	?	-	-	-	-	-
	惇の次子	魏公勸進		渙の從弟											
-	三九伝	三十四傳	三二十三傳	三十一伝	三十三傳	三二十三傳	三十四傳	三二十三傳	三一紀	三一紀	三十七伝	三十七傳	三十七傳	三十七傳	三十八傳

46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	31	30
許楮	□豐	□昂	李俊	傅巽	□愼	趙衢	□神	閻圃	溫生	□當	焦觸	戴陵	郭祖
武衛將軍	奮武將軍	安夷將軍	綏邊將軍	懷遠將軍	討夷將軍	翼衛將軍	安衆將軍	建節將軍	忠義將軍	振武將軍	征虜將軍	長水校尉	屯騎校尉
安昌亭侯	長安亭侯	高梁亭侯	常樂亭侯	關內侯	成遷亭侯	都亭侯	元就亭侯	平樂亭侯	樂鄉亭侯	尉猛亭侯	都亭侯	關內侯	都亭侯
豫州沛國譙	?	?	涼州武都	涼州北地泥陽	?	益州犍爲南安	?	益州巴西	并州太原祁	?	?	?	青州?
操 I	?	?	操 IV	操 IV	?	操 IV	?	操 IV	操 II	?	操 III	?	?
○	?	?	?	—	?	?	?	—	○	?	?	?	?
—	?	?	?	—	?	?	?	—	○	?	?	?	?
—	?	?	?	○	?	?	?	—	○	?	?	?	?
—	?	?	?	—	?	?	?	—	—	?	?	?	?
			關中諸將					魯の部下	恢の子				海賊
三18傳	—	—	三25列	三6列	—	三9列	—	三8列	三15傳	—	三1紀	三2紀	三12列

表一「魏公卿上尊號奏」の第一の特徴は、名を連ねる人士の出身地域の廣がりである。司隸3・豫州11・冀州2・兗州3・徐州1・青州2・揚州1・益州2・涼州3・并州2・幽州2と、荊州・交州を除くすべての州から幅廣く勸進する者を集めている。むろん、豫州が11と突出するように、曹操集團が豫州の沛國と潁川郡を中心としていた當初の性格

を失ったわけではない。⁽¹²⁾ 矢野主税(一九七六)は、曹操集團が華北地帯を中心としながらも、後漢末期の全般的性格の京師社交界の成立を背景に、その出身地域に超郷黨性が現れた、とこれを理解する。

第二の特徴は、軍部の多さにある。1華歆・2賈詡・3王朗は三公、5劉若は漢の宗室、19呼廚泉は南匈奴の單于であり異民族代表、20〜27は卿にあたる。それ以外は、4車騎將軍の曹仁を頂點に、すべて軍部出身者により構成される。「魏公卿上尊號奏」における軍部の突出ぶりは、建安十八(二一三)年、曹操が魏公となった際に勸進を行った人士と比較することにより、さらに鮮明となる。

『三國志』卷一 武帝紀注引『魏書』に掲げられる曹操が魏公となるように勸進を行った三十名の氏名・官・爵に、表一の表番號・本貫・出仕した時期の君主・豪族的勢力の有無・祖先の就官・名聲・荀彧との關係を附したものが、左に掲げた「表二 魏公勸進奏」である。

〔表二 魏公勸進奏〕

氏名	表一	官	爵	本貫	君主	族	祖	名	彧	備考	典據
荀攸		中軍師	陸樹亭侯	豫州潁川潁陰	操 I	○	◎	○	◎		三10傳
鍾繇	24	前軍師	東武亭侯	豫州潁川長社	操 II	○	○	○	○		三13傳
涼茂		左軍師		兗州山陽昌邑	操 II	—	—	○	—	文帝の八友	三11傳
毛玠		右軍師		兗州陳留平丘	操 I	—	—	○	—		三12傳
劉勳		平虜將軍	華鄉侯	徐州琅邪	操 II	○	?	?	?	正しくは征虜將軍	三51列

22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6
任藩	張承	王朗	袁渙	王選	傅巽	王粲	董蒙	薛洪	董昭	賈詡	程昱	鮮于輔	劉展	王忠	夏侯惇	劉若
		3			42				27	2	22	6		7		5
祭酒	祭酒	祭酒	祭酒	祭酒					軍師祭酒	太中大夫	奮武將軍	建忠將軍	奮威將軍	揚武將軍	伏波將軍	建武將軍
					關內侯	關內侯	南鄉亭侯	都亭侯	千秋亭侯	都鄉侯	安國亭侯	昌鄉亭侯	樂鄉侯	都亭侯	高安侯	清苑亭侯
?	司隸河內脩	徐州東海郟	豫州陳郡扶樂	?	涼州北地泥陽	兗州山陽高平	?	?	兗州濟陰定陶	涼州武威姑臧	兗州東郡東阿	幽州漁陽	?	司隸扶風	豫州沛國譙	?
?	操Ⅲ	操Ⅱ	操Ⅱ	?	操Ⅳ	操Ⅳ	?	操Ⅰ	操Ⅱ	操Ⅱ	操Ⅰ	操Ⅱ	?	操Ⅱ	操Ⅰ	?
?	○	-	○	?	?	○	?	?	-	-	-	○	?	?	○	?
?	◎	-	○	?	?	◎	?	?	-	-	-	-	?	?	○	?
?	○	○	○	?	?	○	?	?	-	○	○	-	?	?	-	?
?	-	○	-	?	?	-	?	?	-	-	△	-	?	?	-	?
	張範の弟							張楊の長史					正しくは鄧展			
三1紀	三13列	三13傳	三11傳	三1紀	三25列	三20傳	三1紀	三1紀	三14傳	三10傳	三14傳	三1紀	三2紀	三1紀	三9傳	三1紀

30	29	28	27	26	25	24	23
袁霸	謝奐	萬潛	王圖	曹仁	韓浩	曹洪	杜襲
				4		10	
長史	長史	長史	領護軍將軍	行驍騎將軍	中領軍	中護軍	祭酒
				安平亭侯	萬歲亭侯	國明亭侯	
?	?	兗州	?	豫州沛國譙	司隸河內	豫州沛國譙	司隸馮翊高陵
?	?	操 I	?	操 I	操 II	操 I	操 II
?	?	?	?	○	○	○	○
?	?	?	?	○	●	○	○
?	?	?	?	—	○	—	○
?	?	?	?	—	—	—	○
三 1 紀	三 1 紀	三 1 紀	三 1 紀	三 9 傳	三 9 伝	三 9 傳	三 23 傳

表二「魏公勸進奏」は、表一「魏公卿上尊號奏」に比べて軍部の比重が低く、代わって「名士」の比重が高い。三十名中、名聲を持つ者は十二名に及び、その中に荀彧との関わりを持つ者が五名含まれる。表一は、四十六名中に名聲を持つ者が同じく十二名であるから、表一の方が比率として「名士」が少ないことを理解できよう。また、表一には、29□陟・36□當・39□神・41□愼・44□曷・45□豐という『三國志』など編纂史料に名を残さない將軍までが含まれる。「魏公卿上尊號奏」は、曹丕の即位が、軍部を中心とした幅廣い層の支持を得ていることを誇示する目的で刻まれた碑文と考えてよい。

第三の、そして表二にも共通する「魏公卿上尊號奏」の特徴は、官位の低位の者が、並び順において高位を占める部分を含むことである。具體的には、表一であれば、5輔國將軍の劉若・6虎牙將軍の鮮于輔・7輕車將軍の王忠・8冠軍將軍の楊秋・9度遼將軍の閻柔の部分である。彼らの將軍號は、10曹洪の衛將軍や、11曹眞の使持節行都督督軍鎮西

22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6
龐德	李典	臧霸	文聘	朱靈	夏侯淵	曹洪	王朗	華歆	樂進	張遼	徐晃	張郃	鍾繇	陳羣	桓階	夏侯尚
		14		18		10	3	1		17	16	15				13
						24	20						2			
正始四年																
立義將軍	破虜將軍	執金吾	後將軍	後將軍	征西將軍	驃騎將軍	司徒	太尉	右將軍	前將軍	左將軍	車騎將軍	太傅	司空	太常	征南大將軍
關門亭侯	都亭侯	武安鄉侯	新野侯	華鄉侯	博昌亭侯	國明亭侯	安陵亭侯	安樂侯	廣昌亭侯	都鄉侯	建鄉侯	中鄉侯	東武亭侯	潁陰侯	安樂鄉侯	平陵亭侯
益州南安狹道	兗州山陽鉅野	兗州泰山華	荊州南陽宛	冀州清河	豫州沛國譙	豫州沛國譙	徐州東海郟	青州平當高唐	兗州陽平衛國	并州鴈門馬邑	司隸河東楊	冀州河間鄭	豫州潁川長社	豫州潁川許昌	荊州長沙臨湘	豫州沛國譙
操Ⅳ	操Ⅰ	操Ⅱ	操Ⅳ	操Ⅰ	操Ⅰ	操Ⅰ	操Ⅱ	操Ⅲ	操Ⅰ	操Ⅱ	操Ⅰ	操Ⅲ	操Ⅱ	操Ⅱ	操Ⅳ	操Ⅰ
—	○	—	—	—	○	○	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○
—	—	—	—	—	○	○	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○
—	—	—	—	—	—	—	○	○	—	—	—	—	○	○	○	—
—	—	—	—	—	—	—	○	○	—	—	—	—	○	◎	—	—
三 18 傳	三 18 傳	三 18 傳	三 18 傳	三 17 伝	三 9 傳	三 9 傳	三 13 傳	三 13 傳	三 17 傳	三 17 傳	三 17 傳	三 17 傳	三 13 傳	三 22 傳	三 22 傳	三 9 傳

それに加えて朝廷における席次、すなわち班位が與えられたのではないだろうか。『三國志』卷三十八 麋竺傳に、

益州 既に平らぎ、拜して安漢將軍と爲り、班は軍師將軍の右に在り。竺は雍容敦雅なれども、幹翮は長ずる所に非ず。是を以て之を待すに上賓の禮を以てするも、未だ嘗て統御する所有らず。

とある。麋竺の妹は劉備に嫁いでいた。ゆえにその「班」は軍師將軍である諸葛亮の上にあったという。將軍號を持ちながらも軍を統御したことは一度もない麋竺が、その「班」により「上賓の禮」を受けていたのである。表一「魏公卿上尊號奏」・表二「魏公勸進奏」に現れた官職が低いにも拘らず席次の高い者達は、麋竺のように班位の高い者と考えることができるのである。

おわりに

「魏公卿上尊號奏」より考察し得たことは次の二點である。第一は、その碑文の内容から、漢魏革命の正統性が、堯舜革命を典範として理解し得た。編纂史料の分析により導かれた渡邊義浩〈二〇〇三〉の結論は、石刻史料によっても確認し得るのである。第二は、勸進を行った人的構成の分析から、漢魏の禪讓を支持する人々の廣がりを理解し得た。曹操集團を形成していた中核だけではなく、幅廣い支持が、なかでも軍部の支持が漢魏革命において必要不可欠であったことが、將軍の名を重點的に掲げた「魏公卿上尊號奏」が石に刻まれた理由なのである。

注

(1) 「魏公卿上尊號奏」に関する歴代の注釋は、王昶『金石萃編』卷二十三 魏一 上尊號表にまとめられている。また、葉程義『漢

魏石刻文學考釋』(新文豐出版公司、一九九七年)も参照。

(2) 尾形勇『禪讓』の風景』(史學會第九九回大會講演)による。

(3) 宮川尙志(一九五六)は、①魏國の臣僚が符瑞圖讖に據り魏王に勸進する。②十三日乙卯、天子は第一次の詔書もて禪位の意志を表示し、張音をして璽綬を魏王に奉ぜしめ、これに基き尙書令・侍中らが勸進し、璽書を公布し、魏王は拒絶をしつづけその意志を表明し、十八日庚申、正式に辭意を上書する。③二十日壬戌、第二次の禪位の詔書に基き、尙書令・侍中らが魏王に勸進し、王は拒絶し續ける。④二十五日丁卯、第三次の冊詔あり、これに基き、相國華歆以下九卿が勸進し、魏王は敕使張音の召還を請う。相國以下九卿は最終的に勸進し、即位改制の手筈を進行させる。ここで魏王は始めて受諾を表示する。⑤二十八日庚午、天子の冊詔につづき尙書令らは翌二十九日に登壇の大禮を行うべきを上奏し裁可される、と『獻帝傳』の記載を五段階に分けて整理している。

(4) 劉若という劉氏が筆頭となり、百二十名もの臣下が名を連ねることに關して、宮川尙志(一九五六)は、宗室の劉氏と人數の多さにより、禪代が多數の公論で私情ではないことを示したものである、とする。首肯すべき見解である。

(5) 尾形勇『中國古代の「家」と國家』(岩波書店、一九七九年)。

(6) 「三讓」の形式に拘った理由は、直接的には前漢の文帝の即位に倣ったためであろう。代王であった文帝は、帝位に就く際、「代王西郷讓者三、南郷讓者再」(『史記』卷十 孝文本紀)と「三讓」の形式を整えてから即位している。

(7) 「魏公卿上尊號奏」の「唐の虞に禪るや、命以て爾に在りとす」は、『僞古文尙書』の「曰若稽古帝舜、曰、重華協于帝。濬哲文明、溫恭允塞。玄德升聞、乃命以位」の最後の四字を踏まえているが如くである。ただし、この二十八字は、古來議論の多いところで、通常、南齊の姚玄興が始めの十二字を増し、隋の劉炫が以下の十六字を僞造したと考えられている。漢末の碑文に、その典據とも考え得る記述が残存することは、古文尙書の性格を検討する際に留意すべきこととなるが、今回は扱わないこととする。小林信明『一九五九』・加藤常賢『一九六四』を参照。

(8) もちろん、鄭玄らが舜から堯への禪讓を理解していなかったわけではない。鄭玄は、正月上日に注をつけて「帝王易代、莫不改正。堯正建丑、舜正建子。此時未改堯正、故云正月上日。即位、乃改堯正、故云正月上日、故以異文」(『尙書正義』卷三 舜典)と述べている。漢の祖である堯の世の終わりをなるべく語らないようにしているのである。

(9) このほか、文帝の即位と讖緯思想については、平秀道(一九七四)・孟昭晉(一九八六)も参照。

(10) 小林春樹(二〇〇一)は、これ以外の特徴として、『後漢書』列傳三公孫述傳には、「漢に代はる者は當塗高なり」とあるよ

うに、本来は漢に代わるべき姓名であった當塗高が、ここでは兩側に望樓のある宮門である象魏、つまり魏という國名を象徴するものに變容されたことを擧げている。

(11) 表一「魏公卿上尊號奏」の凡例は次のとおりである。

〔凡例〕 族の項目〓○は豪族としての勢力あるいは經濟力のある者を表す。×はそれが無いものを表す。

祖の項目〓◎は二代以上三公を出した家かそれに準ずる家、○は二代以上二千石を出した家かそれに準ずる家、

●は父・祖父が官に就いていた家かそれに準ずる家、△は父あるいは祖父が官に就いていた家、

×は祖先が官に就いたとは考えられない家を表す。

名の項目〓○は名聲があり、「名士」と考え得る者を表す。備考には具體的な名聲や人物評價を記している。

×は名聲のない者を表す。

或の項目〓◎は荀或の一族・親族、○は荀或の推舉を受けた者、△は荀或と評價や交友関係があったことを示す。なお、すべての項目にわたって、記載なきものは―、不明は?とした。

(12) 曹操集團の形成に関しては、渡邊義浩〈二〇〇一―a〉を参照。

(13) 表三「廟庭に配祀された功臣」を分類した矢野主税〈一九七六〉は、これらの功臣を『三國志』の列傳の性格とともに、次の五つに分類する。すなわち、(1)荀攸が荀或(漢臣のため入らず)・賈詡とともに構成する『三國志』卷十は曹操の政治・軍事の參謀。(2)司馬懿は、政治的にも軍事的にも實際活動面の中心人物。(3)桓階・陳羣・鍾繇・華歆・王朗は、主として政治の實際運用の中心。(4)程昱・郭嘉・張遼・樂進は、才策謀略の人。(5)張郃・徐晃・朱靈・李典・臧霸・文聘・典韋・龐德は、『三國志』卷十七・十八に掲げられる名將。そして、配祀決定時の政治状況については、(1)青龍元年は、陳羣と司馬懿が政治の中心の際の配祀である。(2)正始四年は、曹爽政權が政權を掌握しており、荀氏は司馬氏に接近していたため、荀攸の配祀が遅れた。(3)正始五年は、いまだ曹爽政權であったため、曹爽一派を攻撃した董昭は配祀されず。(4)嘉平三年は、司馬師政權、(5)景元三年は、司馬昭政權下における配祀であるとする。

文献表

内山俊彦「魏晉の改制論と正統論」(『中村璋八博士古稀記念東洋學論集』汲古書院、一九九六年)。

加藤常賢『眞古文尙書集釋』(明治書院、一九六四年)。

- 小林信明『古文尙書の研究』（大修館書店、一九五九年）。
- 小林春樹「三國時代の正統理論について」（『東洋研究』一三九、二〇〇一年）。
- 平 秀道「魏の文帝と圖緯」（『龍谷大學論集』四〇四、一九七四年）。
- 宮川尙志「禪讓による王朝革命の研究」（『六朝史研究 政治・社會篇』日本學術振興會、一九五六年）。
- 矢野主税「曹操集團の性格の一考察」（『門閥社會成立史』國書刊行會、一九七六年）。
- 渡邊義浩「三國時代における『文學』の政治的宣揚——六朝貴族制形成史の視點から」（『東洋史研究』五四—三、一九九五年）。
- 渡邊義浩「曹操政權の形成」（『大東文化大學漢學會誌』四〇、二〇〇一年）——a。
- 渡邊義浩「『寬』治から『猛』政へ」（『東方學』一〇二、二〇〇一年）——b。
- 渡邊義浩「浮き草の貴公子 何晏」（『大久保隆郎教授退官紀念論集 漢意とは何か』東方書店、二〇〇一年）——c。
- 渡邊義浩「九品中正制度における『孝』」（『大東文化大學漢學會誌』四一、二〇〇二年）。
- 渡邊義浩「三國時代における『公』と『私』」（『日本中國學會報』五五、二〇〇三年）。
- 郭 熹微「論魏晉禪代」（『新史學』八一四、一九九七年）。
- 孟 昭晉「曹丕與圖書」（『北京大學學報』哲學社會科學版 一九八六—五、一九八六年）。